平成26年

上尾市教育委員会5月定例会 議案資料

	5号 資料 上尾市立公民館管理規則の一部を改正する規則の制定について 照表					
議案第26号 ◇新旧対照表		上尾市公民館運営審議会規則の一部を改正する規則の制定について 	4			
議案第29号 ◇新旧対照表		上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に 関する条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について 				
議案第31号		工事請負契約の締結に係る意見の申出について 上尾中学校南校舎改築工事(建築工事) 	7			
◇事業概要 ◇ ト 尾 山 学 校			•			
◇ エ ዶ ← → (X	川汉古以	**エザ (建業エザ) 配置囚				
♦	"	2階平面図				
♦	"	3 階平面図				
♦	"					
♦	"	立面図	1 3			
議案第32号	資料	工事請負契約の締結に係る意見の申出について 上尾中学校南校舎改築工事 (電気設備工事)				
◇事業概要			1 4			
		築工事(電気設備工事)配置図				
\Diamond	"	南校舍 1 階平面図				
\Diamond	"	2階平面図	1 7			
♦	"	3階平面図	1 8			
議案第33号	資料	工事請負契約の締結に係る意見の申出について 上尾中学校プール・格技場改築工事 (建築工事)				
◇事業概要			1 9			
◇上尾中学校	プール・	格技場改築工事(建築工事)配置図				
\Diamond	"	1 階・プール階平面図	2 1			
\Diamond	"	立面図	2 2			

議案第25号資料

上尾市立公民館管理規則昭和60年3月30日(教委規則第4号)新旧対照表

現行

(達)

(利用の登録及びその手続)

- 第4条 条例第4条の規定による利用の許可(以下「利用の許可」 という。)を受けようとする者は、あらかじめ、教育委員会によ る登録を受けなければならない。
- 2 前項の規定による登録を受けることができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する団体とする。
- (1) 社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 20 条、第 22 条及び 第 23 条の規定の趣旨に反していないこと。
- (2) 5人以上の者で構成されていること。
- (3) 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者によりおお むね構成されていること。
- (4) 当該団体の事務所(事務所を有していない団体にあっては、 当該団体の代表者の住所)が市内に存すること。
- 3 第 1 項の規定による登録を受けようとする者は、<u>上尾市立公</u> 民館利用団体登録申請書(第 1 号様式)に、上尾市立公民館利用 団体構成員名簿(第 2 号様式)その他教育委員会が必要と認める 書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。
- 4 教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、当該申請者が第2項各号に掲げる要件を備えているかどうかその他必要な事項を確認の上、登録すべきものと認めたときは、上尾市立公民館利用団体登録決定通知書(第3号様式)により、当該申請者に通知するものとする。この場合において、当該登録の決定は、前項の申請に係る公民館における利用の許可に限り、その効力を有するものとする。

改正後 (案)

(利用の登録、変更及び廃止)

- 第4条 条例第4条の規定による利用の許可(以下「利用の許可」 という。)を受けようとする者は、あらかじめ、教育委員会によ る登録を受けなければならない。
- 2 前項の規定による登録を受けることができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する団体とする。
- (1) 社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 20 条、第 22 条及び 第 23 条の規定の趣旨に反していないこと。
- (2) 5人以上の者で構成されていること。
- (3) 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者によりおおむね構成されていること。
- (4) 当該団体の事務所(事務所を有していない団体にあっては、 当該団体の代表者の住所)が市内に存すること。
- 3 第 1 項の規定による登録を受けようとする者は、<u>上尾市立公</u> <u>民館利用団体登録・変更申請書(</u>第 1 号様式)に、上尾市立公民 館利用団体構成員名簿(第 2 号様式)その他教育委員会が必要と 認める書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。
- 4 教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、当該申請者が第2項各号に掲げる要件を備えているかどうかその他必要な事項を確認の上、登録すべきものと認めたときは、上尾市立公民館利用団体登録決定通知書(第3号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

- 5 前項の規定による登録の有効期間は2年とし、2年ごとにその 更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失 う。
- 6 第 4 項の規定により登録を受けた者(以下「利用登録団体」という。)は、当該登録に係る申請事項に変更(教育委員会の定める軽微な変更を除く。)が生じたときは、上尾市立公民館利用団体登録事項変更届(第 4 号様式)により、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

(利用の許可の特例)

第5条 前条第1項の規定にかかわらず、公民館の施設のうち集会室兼体育室については、利用登録団体による利用を妨げないと教育委員会が認める場合に限り、同項の規定による登録を受けないで、利用の許可を受けることができる。

(利用の許可の申請)

第6条 利用の許可を受けようとする者は上尾市立公民館利用申請書(第5号様式)により、利用の許可に係る事項を変更しようとする者は上尾市立公民館利用変更申請書(第6号様式)により、それぞれ、教育委員会に申請しなければならない。<u>ただし、前条の規定による集会室兼体育室の利用(次条第2項において「体育室の個人利用」という。)に係る許可にあっては、その利用の日において、口頭による申出を行えば足りるものとする。</u>

- 5 前項の規定による登録の有効期間は 2 年とし、その期間の経 過によって、その効力を失う。
- 6 第4項の規定により登録を受けた者(以下「利用登録団体」という。)は、当該登録に係る申請事項に変更(教育委員会の定める軽微な変更を除く。)が生じたときは、上尾市立公民館利用団体登録・変更申請書(第1号様式)により、速やかに教育委員会に届け出なければならない。
- 7 利用登録団体が、団体の解散等によりその登録の廃止の届出 をするときは、上尾市立公民館利用団体登録の廃止申出書(第 4 号様式)を教育委員会に提出しなければならない。

(利用の許可の特例)

第5条 前条第1項の規定にかかわらず、公民館の施設のうち集会室兼体育室については、利用登録団体による利用を妨げないと教育委員会が認める場合に限り、同項の規定による登録を受けないで、利用の許可を受けることができる。この場合において、当該集会室兼体育室の利用は、条例別表に規定する体育室個人開放の利用として行うものとする。

(利用の許可の申請)

第6条 利用の許可を受けようとする者は上尾市立公民館利用申請書(第5号様式)により、利用の許可に係る事項を変更しようとする者は上尾市立公民館利用変更申請書(第6号様式)により、それぞれ、教育委員会に申請しなければならない。ただし、前条の規定による利用の許可を受けようとする者は、その利用の日において、上尾市立公民館体育室個人利用申請書(第7号様式)により、教育委員会に申請しなければならない。

2 <u>前項の利用申請書</u>は、利用しようとする日の属する月の 2 月前の月の <u>15 日</u>から利用しようとする日の前日までにこれを提出しなければならない。ただし、教育委員会が特に事情があると認めるときは、この限りでない。

2 <u>前項本文に規定するの利用申請書</u>は、利用しようとする日の 属する月の2月前の月の<u>初日</u>から利用しようとする日の前日ま でにこれを提出しなければならない。ただし、教育委員会が特 に事情があると認めるときは、この限りでない。

(許可書等の交付)

- 第7条 利用の許可は、上尾市立公民館利用許可書兼領収書(第7 <u>号様式</u>)を交付して行うものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、体育室の個人利用に係る許可については、個人利用券(第8号様式又は第9号様式)を当該申出者に交付して行うものとする。この場合において、当該利用に係る使用料についての領収書は、交付しない。

(事業計画及び事業報告)

- 第 17 条 <u>教育長は、教育委員会の承認を得て公民館の事業計画</u> を定めるものとする。
- 2 教育長は、<u>毎年 4 月末日</u>までに前年度における公民館の事業の状況について、公民館の設置及び運営に関する基準(平成 15 年文部科学省告示第 112 号)第 10 条の規定による点検及び評価を行った上で、その結果を教育委員会に報告するとともに、広く一般に公表しなければならない。

(許可書等の交付)

- 第7条 利用の許可は、上尾市立公民館利用許可書兼領収書(第8 **号様式)**を交付して行うものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、第5条の規定による利用の許可に ついては、上尾市立公民館体育室個人利用許可書兼領収書(第 9号様式)を当該申請者に交付して行うものとする。

(事業計画及び事業報告)

- 第 17 条 <u>教育長は、公民館の年間事業計画を決定し、教育委員</u> 会に報告しなければならない。
- 2 教育長は、<u>毎年7月末日</u>前年度における公民館の事業の状況 について、公民館の設置及び運営に関する基準(平成15年文部 科学省告示第112号)第10条の規定による点検及び評価を行っ た上で、その結果を教育委員会に報告するとともに、広く一般 に公表しなければならない。

議案第26号資料

上尾市公民館運営審議会規則(昭和60年上尾市教育委員会規則第5号)新旧対照表

現行	改正後(案)
(会議)	(会議)
第4条 審議会の会議は、委員長が招集する。	第4条 審議会の会議は、委員長が招集する。
2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開く	2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開く
ことができない。	ことができない。
3 会議は、年4回定例に開催する。ただし、必要により臨時に開	
<u>催することができる。</u>	
4 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数の	3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数の
ときは、議長の決するところによる。	ときは、議長の決するところによる。

議案第29号資料

上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(昭和43年上尾市条例第7号)新旧対照表 現行 改正後 (案) 別表 (第2条関係) 別表 (第2条関係) 補償基礎額表 補償基礎額表 【別記1 参照】 【別記1 参照】 備考 備考 1 医師、歯科医師又は薬剤師(以下「医師等」という。)とし 1 医師、歯科医師又は薬剤師(以下「医師等」という。)とし ての経験年数は、医師等の免許を取得した後のものとする。 ての経験年数は、医師等の免許を取得した後のものとする。 2 次に掲げる者については、それぞれ次に掲げる年数を医師等 2 次に掲げる者については、それぞれ次に掲げる年数を医師等 としての経験年数に加えた年数を医師等としての経験年数と としての経験年数に加えた年数を医師等としての経験年数と みなして、この表を適用する。 みなして、この表を適用する。 (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)若しくは旧大学 (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)若しくは旧大学 令(大正7年勅令第388号)による大学又は旧専門学校令(明 令(大正7年勅令第388号)による大学又は旧専門学校令(明 治36年勅令第61号)による専門学校を卒業した後実地修練 治36年勅令第61号)による専門学校を卒業した後実地修練 を経た者 1年 を経た者 1年 (2) 学校教育法による大学院において博士の学位の授与を受 (2) 学校教育法による大学院において博士の学位の授与を受 けるに必要な能力を与えるための課程を修了した者 医師及 けるに必要な能力を与えるための課程を修了した者 4年 び歯科医師にあっては4年、薬剤師にあっては5年 (3) 学校教育法による大学院において修士の学位の授与を受 けるに必要な能力を与えるための課程を修了した者 2年

- (4) 旧大学令による大学院又は研究科の第2期若しくは後期 の課程を修了した者 5年
- (5) 旧大学令による大学院又は研究科の前期の課程を修了した者 3年
- (6) 旧大学令による大学院又は研究科の第1期の課程を修了 した者 2年
- (3) 旧大学令による大学院又は研究科の第2期若しくは後期 の課程を修了した者 5年
- (4) 旧大学令による大学院又は研究科の前期の課程を修了した者 3年
- <u>(5)</u> 旧大学令による大学院又は研究科の第1期の課程を修了 した者 2年

【別記1】

現行

医師、歯科医師又は薬剤師としての	5年未満	5年以上	10年以上	15年以上	20年以上	2 5 年以上
経験年数		10年未満	15年未満	20年未満	25年未満	
学校医及び学校歯科医の補償基礎額	5,660円	7,352円	8,670円	9,612円	10,411円	11,085円
学校薬剤師の補償基礎額	4,243円	4,926円	5,864円	<u>6,853円</u>	<u>7,815円</u>	8,509円

改正後 (案)

医師、歯科医師又は薬剤師としての	5年未満	5年以上	10年以上	15年以上	20年以上	25年以上
経験年数		10年未満	15年未満	20年未満	25年未満	
学校医及び学校歯科医の補償基礎額	5,943円	7,720円	9,400円	10,653円	11,538円	12,285円
学校薬剤師の補償基礎額	5,020円	6,048円	6,880円	8,078円	8,998円	9,475円

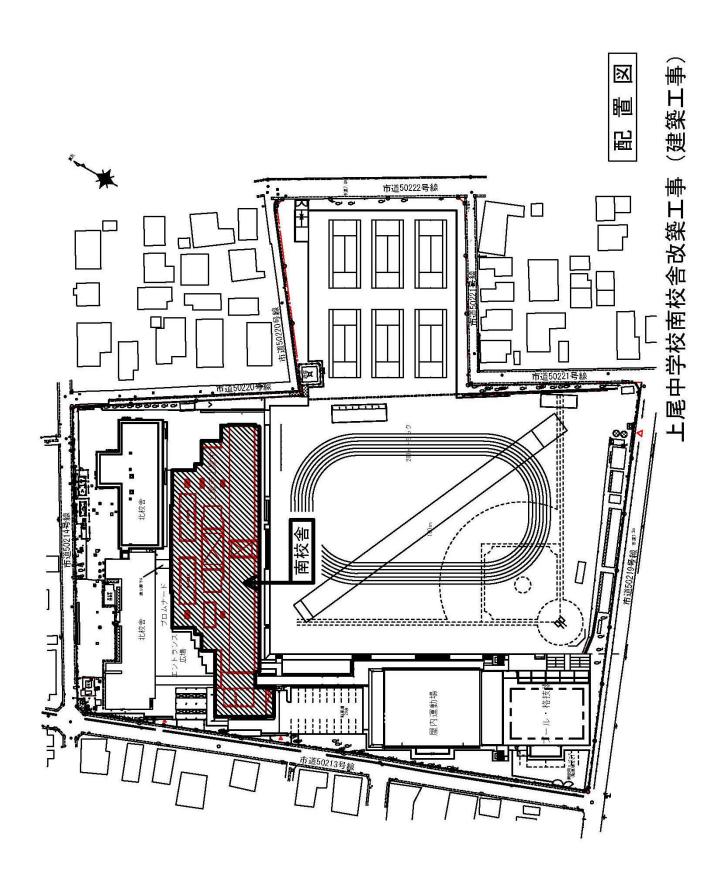
議案第31号資料

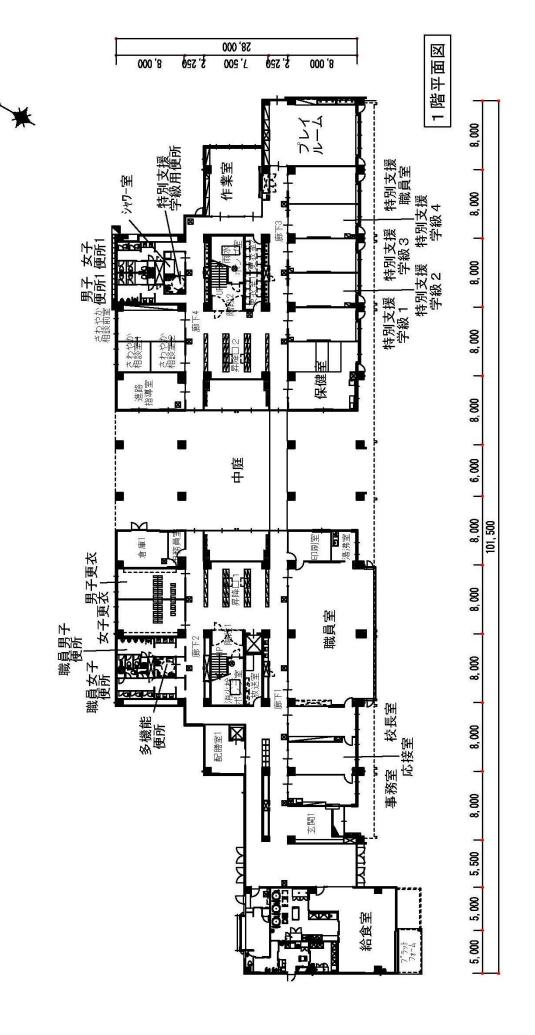
◆事業概要

- 1. 工事名 上尾中学校南校舎改築工事(建築工事)
- 2. 工事場所 上尾市愛宕三丁目23番34号
- 3. 建物概要 鉄筋コンクリート造3階建 延床面積5,450.63㎡
- 4. 工 期 平成26年6月議会承認日~平成27年9月30日
- 5. 工事概要 南校舎改築工事及び中央部北校舎連絡用付属渡り廊下工事職員室、事務室、校長室、保健室、図書室普通教室 16、多目的教室 4 計 20 教室

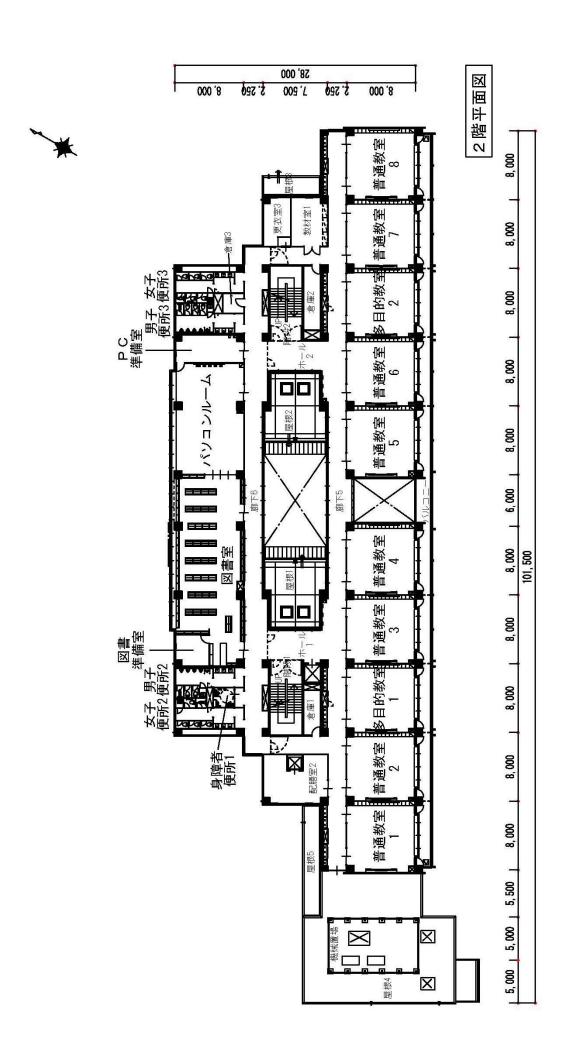
特別教室 (パソコンルーム、音楽室 1・2)

特別支援学級関係 職員室1、教室4、作業室、プレイルーム1

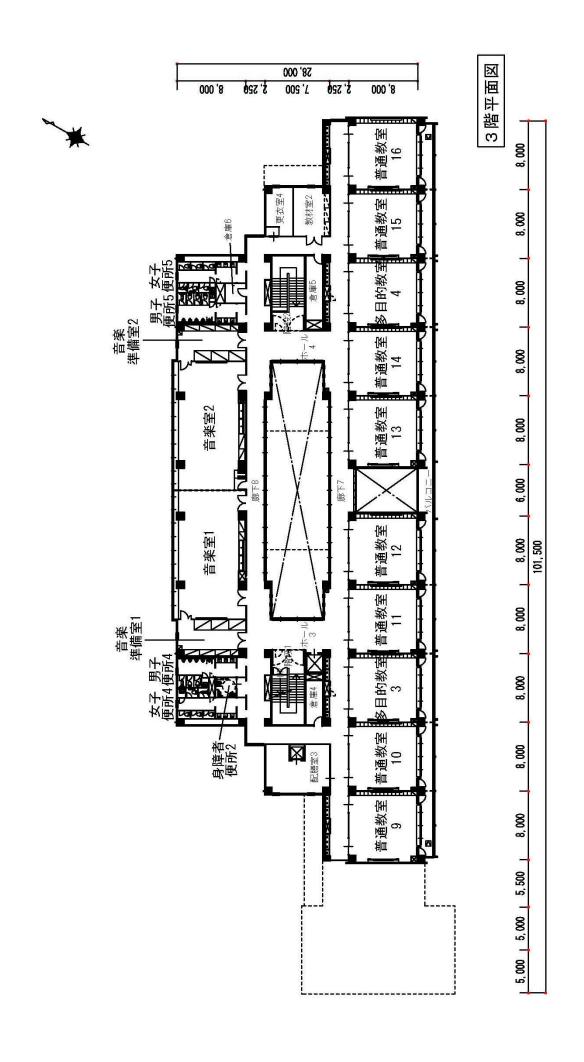




上尾中学校南校舎改築工事(建築工事)

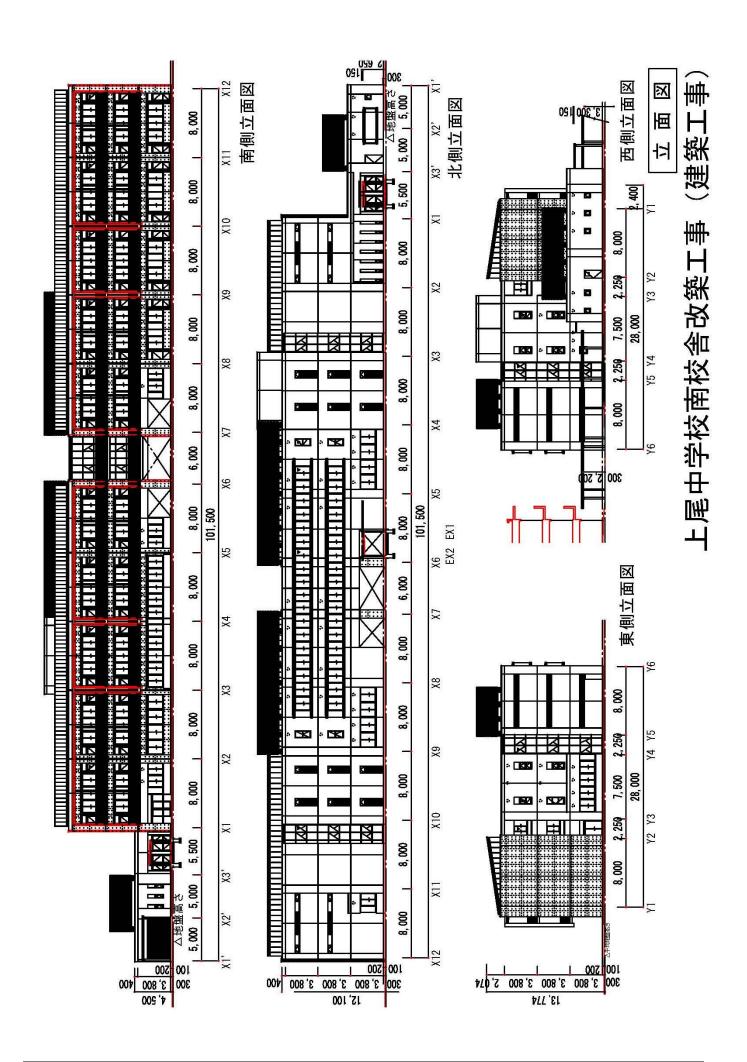


上尾中学校南校舎改築工事(建築工事)



28, 000 R階平面図 8' 000 \$ 520 009 'L \$, 250 9,000 8,000 上屋市上尾中 8,000 8,000 ¥ 8,000 8,000 000 9 8, 000 101, 500 8,000 8,000 X 8,000 8,000 5,000 | 5,000 | 5,500 |

上尾中学校南校舎改築工事(建築工事)



議案第32号資料

◆事業概要

- 1. 工事名 上尾中学校南校舎改築工事(電気設備工事)
- 2. 工事場所 上尾市愛宕三丁目23番34号
- 3. 工事内容 南校舎改築工事及び中央部北校舎連絡用付属渡り廊下の 電気設備工事
- 4. 工 期 平成26年6月議会承認日~平成27年9月30日
- 5. 工事概要 電灯コンセント設備:

トイレのダウンライト及び誘導灯にLED電球を使用 受変電設備:

屋外キュービクル型 650KVAの容量 動力用 300KVA、リースエアコン動力用 150KVA 電灯コンセント用 200KVA

放送設備:

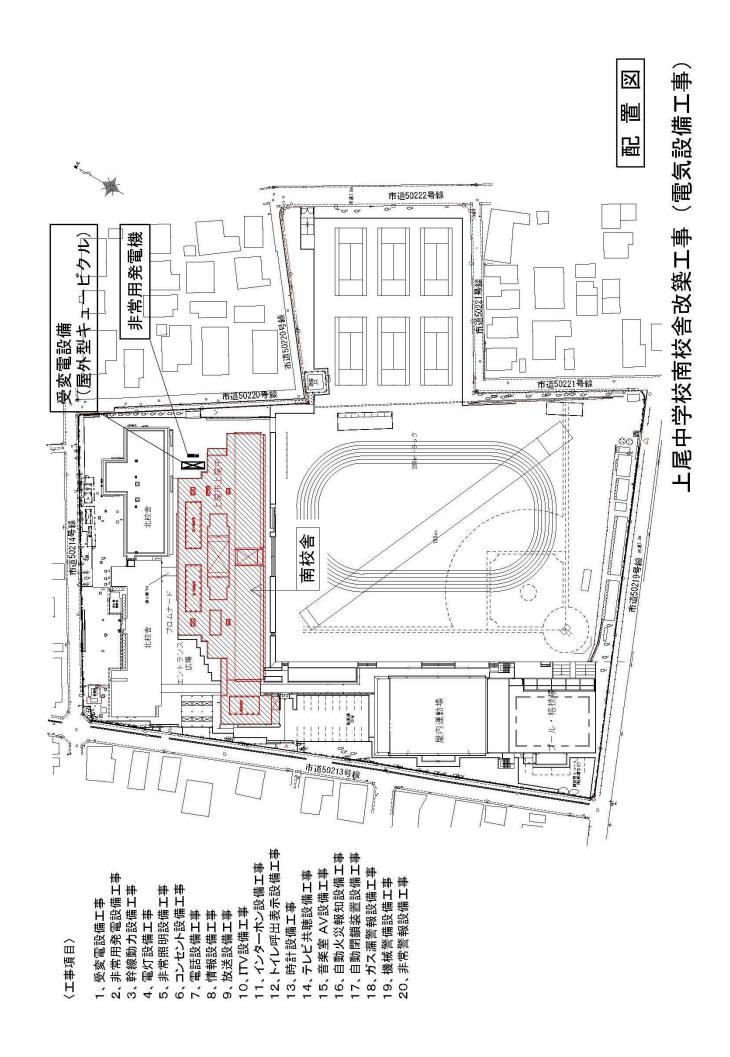
押しボタン式の教室緊急放送システム

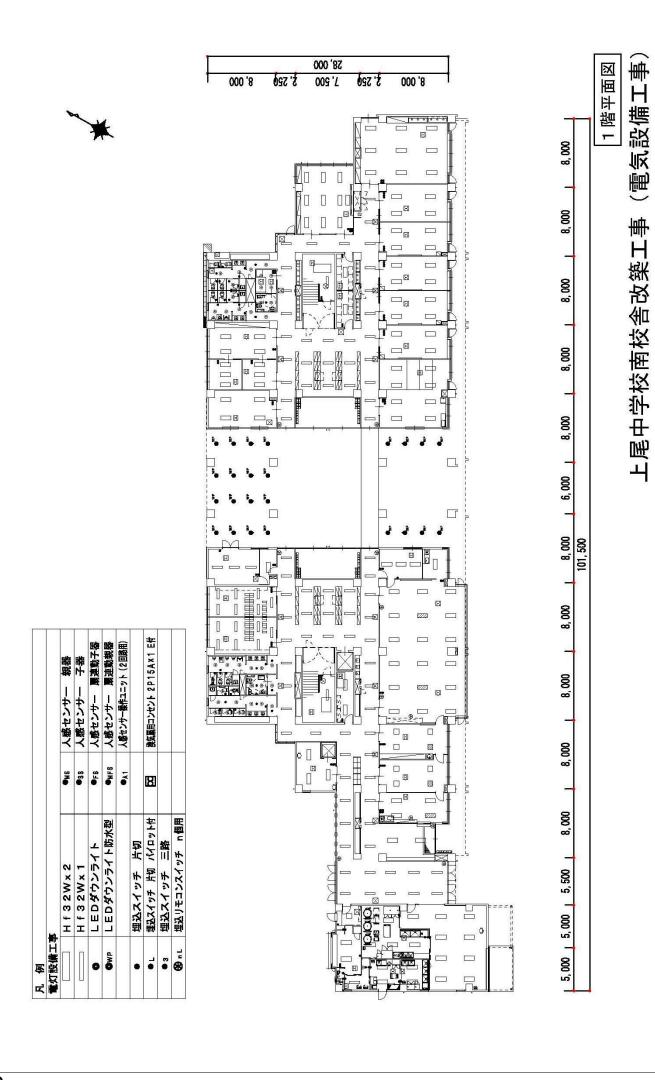
情報設備:

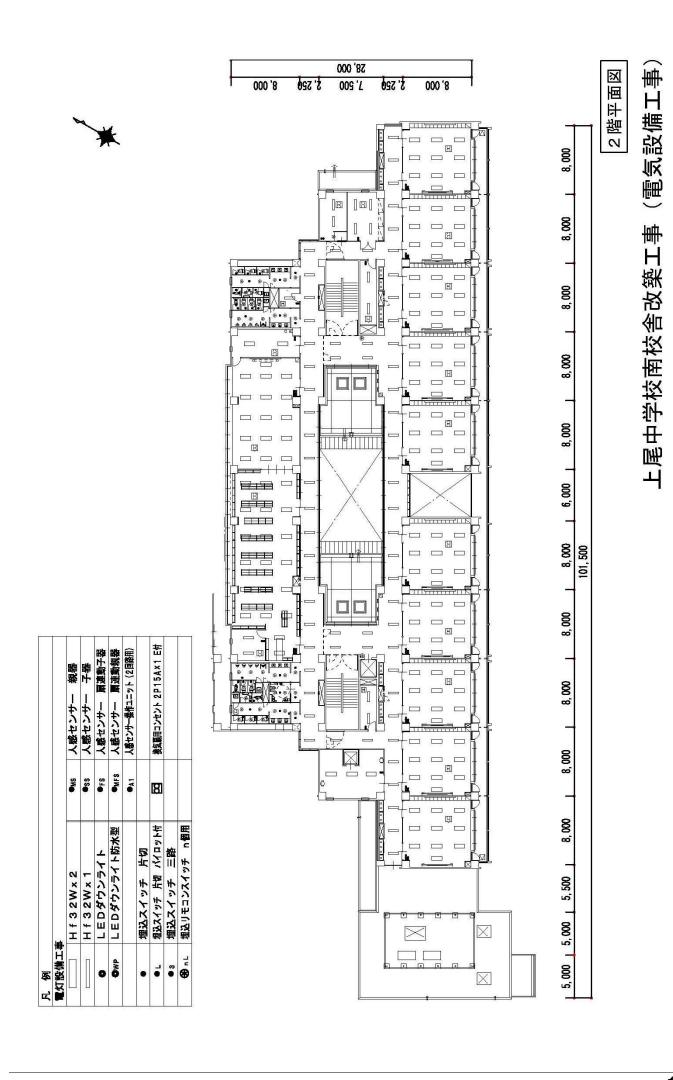
校内LAN、学校ICT環境の整備

自家用発電設備:

発電機 出力 20KVA 災害時は、職員室、格技場、 屋内運動場の一部の照明及びコンセントに使用







(電気設備工事) 3階平面図 28, 000 2, 250 J' 200 2, 250 8, 000 8,000 B 8,000 8,000 上尾中学校南校舎改築工事 8 8,000 8,000 . . 8,000 8 000'9 8 8 8,000 101, 500 8,000 8 B **換気扇用コンセント 2P15Ax1 E村** 属連動子器 馬連勒親器 人懸センサー操作ユニット (2回路用) 8,000 人感センサー 人感センサー 人感センサー 人懸センサー 8,000 ● MFS **●** SS ⊕ F-3 A 1 8 8,000 埋込スイッチ 片切 パイロット付 埋込スイッチ 三路 埋込リモコンスイッチ n個用 LEDダウンライト防水型 五包 **LEDダウンライ** H f 3 2 W x 2 H f 3 2 W x 1 5, 500 埋込スイッチ 5,000 | 5,000 **⊕** 0 0 d • •

◆事業概要

- 1. 工事名 上尾中学校プール・格技場改築工事(建築工事)
- 2. 工事場所 上尾市愛宕三丁目23番34号
- 3. 工事内容 既存プール解体工事及びプール・格技場改築工事
- 4. 工 期 平成26年6月議会承認日~平成27年3月16日
- 5. 工事概要
- ・構造:鉄筋コンクリート造2階建
 - ·建築面積:1,066.32 m²
 - ·床面積:1,172.21 m²
 - ・各階詳細床面積 2階:205.33 ㎡
 - 1階:966.88 m²
 - ・高さ: 最高高:11.85m 軒高:11.25m
 - 1階格技場:486㎡、会議室:123.9㎡
 倉庫、男女更衣室、男女便所、エントランスホールエレベーター
 - ・2 階 プール水面積:425 ㎡、コース数:8男女更衣室、男女便所、機械室、倉庫

